

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	白河厚生総合病院附属高等看護学院
設置者名	福島県厚生農業協同組合連合会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	看護学科	夜・通信	21 単位	9 単位	
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページに掲載 <a href="http://www.shirakawa-kango.jp/disclosure">http://www.shirakawa-kango.jp/disclosure</a>
---

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	白河厚生総合病院附属高等看護学院
設置者名	福島県厚生農業協同組合連合会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	白河厚生総合病院附属高等看護学院 学校関係者評価委員会
役割	<p>本校は円滑な学校運営および教育の充実を図ることを目的として「学校関係者評価委員会」を設置している。</p> <p>学校関係者評価委員は、学院長および教職員より学校経営の改革方針や自己評価の結果を聞き、それを踏まえて評価を実施する。学校関係者評価委員は、評価結果を学院長および教職員に報告する。</p> <p>学院長および教職員は、学校関係者評価委員による評価結果や意見を尊重し、学校運営および教育活動に反映させ、教育の改善・向上を図る組織体制となっている。</p>

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考(学校と関連する経歴等)
JA 福島厚生連 代表理事常務	2022. 4. 1～2023. 3. 31	JA 福島厚生連役員
白河厚生総合病院 看護部長	2022. 4. 1～2023. 3. 31	実習施設の責任者
白河厚生総合病院 副看護部長	2022. 4. 1～2023. 3. 31	実習施設の責任者
塙厚生病院 看護部長	2022. 4. 1～2023. 3. 31	実習施設の責任者
塙厚生病院 副看護部長	2022. 4. 1～2023. 3. 31	実習施設の責任者
同窓会会長	2022. 4. 1～2023. 3. 31	卒業生

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	白河厚生総合病院附属高等看護学院
設置者名	福島県厚生農業協同組合連合会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>授業計画は学則の別表1で学年ごとの学科目および単位数について明示している。          &lt;授業計画書(シラバス)の作成&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業計画書(シラバス)は、学則の別表1の全学科目において作成している。</li> <li>・授業計画書は担当講師の講義終了時に各学年の教科担当教員が講師と共に内容を確認し、次年度の原案を作成している。</li> <li>・検討した原案を基に、教科担当の教務主任が中心となって、教科担当会議で協議し、教務会議で再度検討し、3月下旬の職員会議で最終決定される。</li> <li>・3月下旬に次年度の授業計画書(シラバス)を更新し、教育計画と学生便覧に掲載し製本している。</li> <li>・4月の始業日に学生便覧を全学年に配布し学生に周知している。それと同時にホームページに授業計画書(シラバス)を掲載する。</li> <li>・授業計画書の内容は、授業の到達目標、各単元の内容および方法、評価方法、履修上のアドバイス、テキスト及び参考書である。</li> </ul>	
授業計画書の公表方法	<p>ホームページに掲載</p> <p><a href="http://www.shirakawa-kango.jp/disclosure/">http://www.shirakawa-kango.jp/disclosure/</a></p>
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>学則第9条「単位修得の認定は、講義、実習等に必要時間の取得状況と当該科目の評価により行う」に基づき、学科目の学習成果の評価結果について職員会議で確認している。単位修得の認定は、10月と3月の運営会議の議を経て単位の認定を行う。</p> <p>卒業認定会議は2月上旬に行っている。</p> <p>授業科目の評価については、筆記試験やレポート、実技などの評価から100点満点で点数化し、5段階で評価している。</p> <p>成績の評価基準は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出席時間数が授業時間数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。</li> <li>・授業科目の評価は、S(90点以上)、A(80から89点)、B(70から79点)、C(60から69点)、及びD(60点未満)とし、C以上を合格とする。</li> </ul>	

<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p>	
<p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>授業科目の評価は授業時間数の3分の2以上を出席した者に対して、終了した授業科目について随時行い、100点満点で点数化しS(90点以上)、A(80から89点)、B(70から79点)、C(60から69点)、及びD(60点未満)の5段階で評価している。成績の指標については、GPAの考え方を導入している。GPAの算出方法は次の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業科目の評価Sは4ポイント</li> <li>・授業科目の評価Aは3ポイント</li> <li>・授業科目の評価Bは2ポイント</li> <li>・授業科目の評価Cは1ポイント</li> <li>・授業科目の評価Dは0ポイント</li> </ul>	
<p>客観的な指標の算出方法の公表方法</p>	<p>ホームページに掲載  <a href="http://www.shirakawa-kango.jp/disclosure/">http://www.shirakawa-kango.jp/disclosure/</a></p>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p>	
<p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>卒業の認定は職員会議ですべての学科目の学習成果の評価結果について確認した後、学則第21条に則り、運営会議の議を経て学院長が卒業の認定を行う。</p> <p>学則第21条 学院長は、所定の授業科目を履修し単位を取得した者について、運営会議の議を経て卒業を認定する。</p> <p>② 前項の場合において、欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者は、卒業を認めることができない。</p>	
<p>卒業の認定に関する方針の公表方法</p>	<p>ホームページに掲載  <a href="http://www.shirakawa-kango.jp/disclosure/">http://www.shirakawa-kango.jp/disclosure/</a></p>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	白河厚生総合病院附属高等看護学院
設置者名	福島県厚生農業協同組合連合会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	<a href="http://www.shirakawa-kango.jp/disclosure/">http://www.shirakawa-kango.jp/disclosure/</a>
収支計算書又は損益計算書	<a href="http://www.shirakawa-kango.jp/disclosure/">http://www.shirakawa-kango.jp/disclosure/</a>
財産目録	
事業報告書	<a href="http://www.shirakawa-kango.jp/disclosure/">http://www.shirakawa-kango.jp/disclosure/</a>
監事による監査報告（書）	<a href="http://www.shirakawa-kango.jp/disclosure/">http://www.shirakawa-kango.jp/disclosure/</a>

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士	
医療		医療専門課程	看護学科	○		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類			
			講義・演習	実習	実験	実技
3年	昼夜	113 単位	89 単位	24 単位		
	昼間		113 単位			
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数
90 人		93 人	0 人	11 人	93 人	104 人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）  <授業方法及び内容> ・授業方法及び内容は、授業計画は学則の別表1の全学科目のシラバスを作成し、授業の内容および方法を明示している。 ・年度初めに全学年にシラバスを配布している。  <年間の授業計画> ・学則の別表1および履修内規第4条の授業科目の先修条件別表3に則り、年間の授業を計画する。 ・年間の授業計画は年度初めの職員会議で確認する。
成績評価の基準・方法
（概要） <成績評価の基準・方法> 成績評価の基準・方法は学則第9条及び10条に則り履修内規8条に明示している。 ・出席時間数が授業時間数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。

- ・授業科目の評価は、S(90点以上)、A(80から89点)、B(70から79点)、C(60から69点)、及びD(60点未満)とし、C以上を合格とする。
- ・試験については、原則は筆記試験とし必要に応じて口頭、レポート、実技等により行う。
- ・筆記試験の時間は原則として1科目50分または90分とし、口頭、レポート、実技等の時間はその都度講師が決める。
- ・1単位30時間の授業を2回に分けて評価する場合は次のように定める。単位修得の判断は、「1科目」として評価するため、この両者の結果を基に平均点で判断する。  
但し、出席日数及び再試験等の場合はそれぞれで実施して判断する。
  - ア 15時間の授業時間数の3分の2以上に満たない場合は、1単位30時間の科目を履修しなければならない。
  - イ 15時間の授業の再試験が2回不合格の場合は、1単位30時間の科目を再履修しなければならない。
- ・臨地実習の評価は、各実習科目終了後、担当教員と実習指導者が協議して行う。

#### 卒業・進級の認定基準

(概要)

##### <卒業の認定>

卒業の認定は職員会議ですべての学科目の学習成果の評価結果について確認した後、学則第21条に則り、運営会議の議を経て学院長が卒業の認定を行う。

- ・学則第21条 学院長は、所定の授業科目を履修し単位を取得した者について、運営会議の議を経て卒業を認定する。

##### <進級の認定>

各学年の進級は、講義、実習等に必要な時間の修得状況と当該科目の評価について職員会議で確認した後、学則第9条に則り、運営会議で「出席時間数が授業時間数の3分の2に達している」「授業科目の評価がC以上である」ことにより学院長が単位の認定を決定している。

#### 学修支援等

(概要)

##### <単位取得に向けた個別指導>

- ・入学時より学習支援担当教員が中心となって単位取得に向けた個別指導を実施している。
- ・年度初めに教科担当教員が学習ガイダンスを学年ごとに行い、成績向上に向けて学習環境の提供・指導計画を提示し、長期休暇前後に学習ガイダンスを行い評価している。

##### <国家試験対策>

- ・学年ごとに国家試験対策ガイダンスを行い、学習計画・評価を実施している。
- ・各領域の教員および専門業者によるゼミナールを学年の学習状況に合わせて実施している。
- ・学年ごとに模擬試験を実施して、学習支援担当教員が中心となって評価し個別指導を強化している。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
34人 (100%)	2人 (5.9%)	32人 (94.1%)	0人 (%)
(主な就職、業界等) 病院			
(就職指導内容) 1年次より、キャリア開発の時間を設け就職先を含めた卒業後の動機づけを行っている。 キャリア開発とともに就職相談、就職試験に向けた履歴書・面接指導は随時行っている。			
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師国家試験受験資格（看護師免許）			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
102人	1人	1.0%
(中途退学の主な理由) 進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) 定期面接・学校カウンセラーによるカウンセリング（希望者）保護者との連携		

## ②学校単位の情報

### a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
看護学科	120,000円	360,000円	15,000円	実習教材費
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) <a href="http://www.shirakawa-kango.jp/about/evaluation/">http://www.shirakawa-kango.jp/about/evaluation/</a>		
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制）		
<p>学校関係者による評価を実施し、学校評価を通じた組織的・継続的な教育活動の改善を行い特色ある学校づくり推進を目的とする。</p> <p>学校関係者評価の委員は、本校の設置主体である JA 福島厚生連役員、実習施設の責任者、卒業生等から選出し学校関係者評価委員会を開催し評価する。</p> <p>教職員は学校関係者評価委員の結果を活用し、学校運営及び教育活動の質の補償と向上に継続的に努める。</p>		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
JA 福島厚生連 代表理事常務	2022. 4. 1～2023. 3. 31	JA 福島厚生連役員
白河厚生総合病院 看護部長	2022. 4. 1～2023. 3. 31	実習施設の責任者
白河厚生総合病院 副看護部長	2022. 4. 1～2023. 3. 31	実習施設の責任者
塙厚生病院 看護部長	2022. 4. 1～2023. 3. 31	実習施設の責任者
塙厚生病院 副看護部長	2022. 4. 1～2023. 3. 31	実習施設の責任者
同窓会会長	2022. 4. 1～2023. 3. 31	卒業生
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) <a href="http://www.shirakawa-kango.jp/about/evaluation/">http://www.shirakawa-kango.jp/about/evaluation/</a>		
第三者による学校評価（任意記載事項）		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) <a href="http://www.shirakawa-kango.jp">http://www.shirakawa-kango.jp</a>
--



(別紙)

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	白河厚生総合病院附属高等看護学院
設置者名	福島県厚生農業協同組合連合会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		11人	－人	12人
内 訳	第Ⅰ区分	－人	－人	
	第Ⅱ区分	－人	－人	
	第Ⅲ区分	－人	－人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				12人
(備考)				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	0人	人	人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
		年間	前半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	0人	人	人
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	0人	人	人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。